

福島県における地球温暖化対策の推進に関する協定書

福島県電機商工組合（以下「甲」という。）と福島県（以下「乙」という。）は、温室効果ガス排出削減等による地球温暖化対策の推進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、福島県地球温暖化防止推進計画に基づき、県内各家庭における地球温暖化対策の促進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）県内各家庭での地球温暖化対策の推進に関すること。
- （2）その他、地域の活性化等に関すること。

2 前項の各号に掲げる事項を効果的に実施するために、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲もしくは乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定内容の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び協働事業の実施にあたり、知り得た相手方の非公開情報を、甲または乙の承認を得ないで第三者他に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負う。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成30年11月19日

甲 福島県郡山市備前館2丁目30番2
福島県電機商工組合
理事長 國分秀夫

乙 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀雅雄